

## 錯誤 H13-02-4 <#368>

【問】正誤をつけよ。

Aが、Bに住宅用地を売却した。Bは、代金をローンで支払うと定めて契約したが、Bの重大な過失によりローン融資を受けることができない場合、Bは、売買契約を錯誤により取り消すことができる。

【答え】正しい

### 《ポイント》 錯誤

1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消すことができる**。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤（表示行為の錯誤）
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤（動機の錯誤）（民法 95 条 1 項）

3 錯誤が**表意者の重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第 1 項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき。
- 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。（共通錯誤）  
(民法 95 条 3 項)